

■第1回 介護保険運営協議会の記録

日 時：令和4年7月4日（月）14時～16時

場 所：宝塚市立中央公民館 209・210学習室

出席者：大和委員、足立委員、合田委員、小田中委員・額田委員、繁田委員、篠原委員
清水委員、米本委員、丸茂委員、上田委員、
（欠席：福本委員・恒田委員）

次 第：1 部長あいさつ

2 委嘱辞令交付

3 委員自己紹介・事務局紹介

4 報告事項

（1）事業計画について

（2）令和3年度介護保険事業・高齢者福祉計画の実施状況

（3）令和3年度事業計画重点取組等達成状況

（4）令和3年度地域密着型サービス整備状況

（5）保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金評価結果

（6）令和3年11月開催介護保険運営協議会に提案した事項の取下げについて

5 協議事項

（1）宝塚市介護保険運営協議会専門委員会の設置について

6 その他

会議の経過

○委嘱辞令交付

○会長選出

宝塚市介護保険運営協議会規則第4条第1項により、大和委員が会長に選出された。

また、同規則第4条第3項により、会長職務代理者として、足立委員が会長から指名された。

○11名出席につき会は成立、傍聴0名

（会長）

・事務局から、4報告事項について説明をお願いします。

【事務局説明】

（1）事業計画について

（2）令和3年度介護保険事業・高齢者福祉計画の実施状況

（会長）

・質問・意見ありますか。

（委員）

・21 ページに特定施設入居者生活介護という言葉が書いてあるが、この言葉をよく知らなかったのので、少し調べたところ、有料老人ホームに入居しても、認知症や病気になったりしたら退居を求められることもあると書いてあったので、そのような場合、皆さんどうしているのか。

(会長)

・有料老人ホームに入居していても退居を求められることがあるのか、事務局どうか。

(事務局)

・そういった報道を目にすることもあるが、認知症の状況によって、例えば他の入居者に暴力を振るうような状況が続いたりすると、住んでいただくのが難しくなる可能性があるのと、医療的な処置、たん吸引や胃ろうなど資格がないとできない処置が増えてきた場合が考えられる。

(委員)

・特別養護老人ホームの場合、だいたい看護師は昼間しかいないので、日勤帯で対応できる医療処置は可能だが、夜間帯にどうしても医療処置が必要なご利用者に関しては、やはり病院とか療養型施設等、医療的な分野でお願いするというケースはある。ただ、認知症がきついからと言って、退居してもらおうケースはないと思う。

・昼夜逆転されて夜間に活動されても、介護施設であればしっかりと介護している。第三者に対して、何か行動されるケースは、専門的な心療内科で診てもらおうとか、そういうことはあると思う。

(委員)

・病気や癌ならどうか。

(委員)

・医療的な部分で癌の薬を口から飲むとか、そういうレベルであれば大丈夫だが、どうしても専門的な医療が必要になってくるといことであれば、医療施設ではないので、難しい部分もある。特別養護老人ホームは、看護師がいて何でもできるようなイメージがあるが、そこは少し違うところである。普通、施設は、医師には囑託で来ていただく形になっているが、施設によっては在宅の医師がいるとか、施設によって若干の差はあると思う。

(事務局)

・特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホームは、看護師や介護士の人員配置や、基本的なケアの体制というのが法令で定められているので、恐らく医療処置が必要で病院でないと対応できないような状態になられた場合ということになってくると思う。住宅型有料老人ホームや特定施設入居者生活介護の指定を取っていないサービス付き高齢者向け住宅は、ご自宅と同じ、一般のマンションと同じ扱いになるので、人員配置の状況も、施設ごとに大きく異なる。入居時の契約の中で、どこまでの状態であれば対応ができるかできないかという説明を受け同意の上で入居していると思うが、できるという契約だったのに、無理やり退居させられたというような相談は、市で受けたことはない。ただ、報道で時々出ているので、そういった施設が全くないということではないとは思う。

(委員)

・宝塚市に特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は何ヶ所あるのか。

(事務局)

・事業計画書の138ページに一覧があり、計画を策定してから新たに3施設開設したので、全

部で 20 施設である。

(委員)

・ 31 ページの高齢者権利擁護の推進の目標ですが、これは国から目標を与えられて達成するように言われているのか。もう亡くなられた身近な方で、ご主人を 40 代か 50 代か早くに亡くし、障害を持った息子もお亡くなりになって、最後にその方が 90 代で亡くなったのだが、やはり年とともに家事が厳しくなり、ご近所の方に身の回りの世話をさせていただいて、最後は老人ホームに入られた。そのあとで、ご近所の方がしたことに対して、弁護士との間で問題がいろいろあったらしい。お金の管理であるとかそういうことは、ある部分はしっかりしている方も多い中で、この後見人という制度は、どういう方を対象に、国の方は進めているのかがとても気になる。

(事務局)

・ まず法律等で後見人の数という目標値はなかったと思う。宝塚市には市民後見人という制度があり、意欲のある方に後見人になってもらい支えていただきたいという思いがある。基本は弁護士や専門の方にさせていただいているが、今後高齢者が増えていく中で弁護士等で抱えきれない部分もあるので、この権利擁護支援者養成講座を受けていただいて、是非ともやっていきたいという方に後見人登録していただくという形で、今徐々に増えている。

(委員)

・ 適切な給付かどうか確認したい。21・22・26・27 ページに共通して特定施設入居者生活介護について出てきて、近隣自治体の中で最も高くなっているのはわかった。施設の数が多いことが影響しているのかそれとも被保険者 1 人当たりの給付月額が影響しているのか原因が 2 つあるのではないかと思う。22 ページで 1 人当たりの給付月額が兵庫県や他市と比べても 2 倍近く高くなっている 2 施設開設されたことが影響してのではないかということだが、26・27 ページで計画値と実績を見ると利用人数は、対前年度比 104.3%、対計画比 89.2%と計画値よりは低くなっている。給付費で見ても計画値よりは低くなっているが、今後もし計画値を上回ることになれば、保険料に影響してくるのではないか。認知症対応型共同生活介護については、兵庫県や他市に比べて低くなっている。認知症の方が潜在的に増えてくるのではないかと考えた時に、認知症対応型については手厚くしていく必要があるのではないかと思う。将来に対してどう給付を見込んでいくのか。

(事務局)

・ 22 ページグラフ右から 4 つ目認知症対応型共同生活介護は、兵庫県や全国と比べて低いというのがある。この認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームというのが、地域密着型サービスの 1 つで、宝塚市内に空きがないからと言って住民票を置いたまま、他市の施設を利用できるものではないので、入りたくても満室で入れない方は、引っ越しをして、その市の住民になってから利用する。元々宝塚市民の方でも別の市のサービスを使おうと思うと宝塚市民ではなくなってしまってこの数値から抜けてしまうという理由が 1 つある。

・ もう 1 つは、グループホームを整備するため毎年公募をしているが、事前の問い合わせはあるが、実際には応募がないというのがある。これは他の地域密着型サービスにも言えるが、グループホームは一番問い合わせが多かったにも関わらず応募がなかったのは、土地があっても資金が用意できないのか、それとも地元の方との話で折り合いがつかなかったのかはわからな

い。給付費が低いというのは、グループホームの数が他市と比べて少ないという可能性は1つあると思う。

・今年の公募については、事業計画に挙げていた特定施設入居者生活介護の枠が建設取り止めで、2事業所話がなくなったので、特別養護老人ホームや地域密着型サービスと同じように公募にかけようと思っている。まだ計画中だが、サービス付き高齢者向け住宅を建てたいと思われるところが、グループホームに限らないが定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを併設してくれる場合は、選定されやすくなるような基準にして、地域密着型サービスの整備を進められないか試みようと思っている。純粋にグループホームを建てたいというところが来てくれたらいいと思うが、それが進まないのであれば、一定そういった組み合わせのような工夫をしながら、何とか住み慣れた地域で過ごしたい方が求めているようなサービスの供給体制を作っていきたいと思っている。

(委員)

・認知症対応型サービスについては、大変安心した。

(会長)

・報告事項3 重点取組等達成状況について事務局説明をお願いします。

【事務局説明】

(会長)

・質問・意見ありますか。

(委員)

・34 ページ、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」という問いに対して「はい」と回答した人の割合が約20%で認知度が低いと思った。母親が認知症になって、介護していた友人は、自分で何でもやらないといけないと思って、市等に全然相談してなかった。私は母を看っていたので、ケアマネジャーや地域包括支援センターや市の方にまず相談に行くように伝えた。そうしたら、それからスムーズに介護の認定もしてもらい、施設に入ることができたが、相談先を知らない方が結構いる。また別で他県に住む友人で、おじ・おばと最近連絡がつかないから、見に行ったら2人とも入院していた。その家に入ったら家の中が汚い状態だったらしい。この人もどうしたらいいかわからず、東京にいる息子に電話をして、状況を伝えて、東京から帰ってきて1回市の方に相談しなさいと言って、何とか収まったという話があった。そういうことを聞いていると、本当にどうしたらいいかわからない方が結構いると思う。皆さん認知症になると恥ずかしいと思う方やなるべく隠そうという方もいるので、どういう風にして皆さんに広めていったらいいかという思いがある。

(会長)

・市の広報はどうしているのか。

(事務局)

・紙媒体の市の広報に地域包括支援センターの一覧や認知症の相談があればご相談くださいと載せているのとホームページにも挙げて広報している。民生委員が地域を回っている時に、困られている方がいるという声が届いたら、地域包括支援センターや市の方に情報提供があるの

で、お困りの方については、情報提供に基づき、対応しているという形になっている。しかしご指摘の通り、21.5%というのはやはり少ないと思うので広報をしっかりとしていけないといけないと思う。

(委員)

・もう少し目立つようにしないといけない。認知症は恥ずかしくない、皆さんで助け合いましようみたいな感じで書いていただいて、こういうことだったらちょっと聞いてみようかなと思えるような雰囲気のパスターを作っていたらいいなと思う。市の方はよくホームページでと言うが、若い方はホームページを見るし、私も見られます。しかし年配の方はパソコンというだけで拒否してしまうので、パソコンの中で立派なものを作っても見ていません。

・紙媒体でも目立つように、広報に1枚ものを挟む等、方法を工夫してほしい。それで、それを見て、まずは別に恥ずかしくないですよっていうことを伝えながら、相談先がわかるように作っていただきたい。

(事務局)

・紙媒体ということで、年に1回4月1日号で、「健康づくりべんり帳」を健康センターから発行していて、全戸配布で必ずポストの中に入っている。その中に、認知症のことや高齢者の総合相談窓口ということで、地域包括支援センターについても載せている。昔ながらの手法だが、紙媒体にすることで高齢者の方に手にとってもらいたいと思っている。

(委員)

・せっかくいい内容が書いてあるのに字が小さ過ぎると思う。高齢になると老眼が進んで見にくいので、ページが大きくなっても、もう少し文字を大きくしていただいて、見やすくしていただいたら本当にありがたい。

(委員)

・高齢者は、小さな字を見ないことも多い。1枚もので、認知症というか物忘れが多くなって困っている方はいらっしゃいませんかみたいなチラシみたいな形のを、毎月の広報に挟む等、何かそういう工夫をすれば、一般の方が広報を開いた時にパラッと見て、認知症の相談するところがこんなところにあると見られるのではないかなと今思った。

(委員)

・認知症と書いてしまうと皆さん私はまだ大丈夫と抵抗がある。病院受診を進めても私は認知症じゃないと拒否する。自分はそうなりたくないと思っているから、物忘れがありませんかともう少し柔らかく、表現してほしい。その辺考えていただいて、1枚もので文字を大きくして、見やすくしたら、認知度が高まると思う。

(委員)

・週3回ほど、宅配弁当を取っているが、業者のメニュー表を毎月楽しみにしている。最後のページのページに、先ほど言われたように例えば、1. この夏熱いですよ 2. お水をたくさん飲みましょうと箇条書きになっている。そうするとイラストと短い文章だけで、こういう事に気をつけたらいいとわかるので、簡単な言葉で視覚に訴えるようなチラシがあれば、高齢者も毎月楽しみになるのではないかなと思う。

(会長)

・たくさん素晴らしいアイデアをいただいた。いかにしたら本当に伝わる文章になるのか、

こちらも一生懸命情報提供しているようではなかなか届いていないところがあるので、それを参考にさせていただければと思う。

・それでは、報告事項（４）令和３年度地域密着型サービス整備状況、（５）保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金評価結果の説明をお願いします。

【事務局説明】

（会長）

・最初の頃も苦労したが設問の受け取り方とか、ノウハウというか、少しそういうスキルが必要かと思うが、点数が取れないのはもったいない。何かご意見ありますか。

（委員）

・唯一もらえるお金なので、点数が取れるところは取って、財源を確保して保険料を抑えていかないと厳しいと思う。50%を切っているⅡ（４）～（６）、Ⅲ（１）について説明があり、Ⅲ（１）は人員増が必要なので、これ以上は今のところ難しい。Ⅱ（６）は文言の取り方の問題、（５）についてはある程度見通しがあるということだったが、（４）については、前提があり、その前提に対する対応がなかったのでしょうか。

（事務局）

・認知症の初期集中支援チームという認知症の専門員や保健師、看護師などが認知症が疑われる方の家庭等を訪問して、適切な医療や介護を受けられるように支援するチームだが、今はその役割を地域包括支援センターが担っている。実際、こちら今立ち上げはできてないが、現状をもう１回把握して、まさに今これが必要かという事を検討しつつ、本市の認知症施策について進めていこうと考えている。

（委員）

・大阪ではサポートがあるようだが、兵庫県のサポートはあるのか。

（事務局）

・県のサポートはない。

（会長）

・報告事項（６）令和３年１１月開催介護保険運営協議会に提案した事項の取り下げについて説明をお願いします。

【事務局説明】

（会長）

・取り下げることは了承するが、当初の目的はどうなったのか。

（事務局）

・今直ちに打てる策がない。宝塚市の状況で事務受託法人の指定を受けられるのは居宅サービスを提供していない法人になるので、西宮市や神戸市、大阪市のように株式会社で認定調査業務に特化しているような会社に事務受託法人となってもらい、委託するのが考えられるが、株式会社は調査委託料が２倍ぐらいする。宝塚市保健福祉サービス公社の業務が難しくなってい

る原因の一つに、調査員の人数が確保できないということがあるが、先日市の広報に認定調査員募集の記事を掲載したら、多くの問い合わせがあり、2、3人新しく契約できたということがあった。継続的にそういった支援をしていきたいと思っている。やはり雇用なので、報酬・待遇について、こちらは市の財政部局との交渉にはなるが、例えば調査委託料を少し上げることや、株式会社に委託して全体的に調査委託料を上げるかというのを、検討していかないといけないというところではある。

（委員）

・西宮市、神戸市と大阪市も似たような悩みを持っていて株式会社に委託していると思うが、株式会社の高い契約金額を肅々と払っているということか。

（事務局）

・他に委託できるところがないので支払っているのだと思う。今、更新申請の認定調査を委託しているのが、特別養護老人ホーム等を運営するある程度大きな法人だが、半分地域貢献のつもりで受けているとおっしゃっている。認定調査業務だけで利益を確保していこうと思うと、恐らく株式会社が設定しているくらいの価格が必要な業務なのだと思う。

（会長）

・協議事項（1）宝塚市介護保険運営協議会専門委員会の設置について説明をお願いします。

【事務局説明】

（会長）

・意見・質問ないでしょうか。では、専門委員会を設置します。他、事務局からありますか。

（事務局）

・本市ではこの「地域包括ケア推進プラン」の基本的な考え方である高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、そして生活支援が切れ目なく一体的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムを深化・推進していくこととしている。この地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて、深化・推進していくことが必要とされているので、地域の実情、現在の宝塚の実情を把握するために、宝塚市地域包括ケア推進協議会という会議体を立ち上げる予定としている。

・こちら、協議会の形としては、本市で重点取組として定めている介護予防、在宅医療・介護連携、認知症施策を、協議会にぶら下がるような形で部会として設定し、その各部会に委員として、医療介護福祉の専門職や、当地域福祉の実務者の現場の方に参加いただき、現状の課題を把握し、その解決に向けての話し合いの場にできたらいいと考えている。

・協議会の委員は先ほど同じく医療介護福祉分野における方ですが、それぞれの団体の役職者の方にご参加いただいて、各部会における検討事項や、実施内容について共有して、必要に応じて、部会から出てきた検討事項について、解決に向けて所属している団体にご協力をいただけるような、そういった会議ができれば、と考えている。

・裏面、これは協議会と部会の関係を図式化していて、上に協議会の目的や役割などを記載していて、今年度はまずこの協議会を8月下旬から9月頃に1回開催して、協議会でまず、地域包括ケアシステムの深化推進に向けての共通認識を持って、深化推進していくための具体的な

検討を行う部会の設置についてご協議いただきたいと思っている。

・協議会で部会の設置が決まったら、各部会において現状の課題の把握をしていただいて、その解決策に向けて、話し合いを行う予定にしています。部会については10月頃に1回目を開催できればと考えています。

・協議会や部会の開催、会の運営については高齢福祉課で実施する。この地域包括ケア推進プランの基本的な考えである地域包括ケアシステムの深化推進に向けて、今年度、現場の方の意見を聞くために協議会・部会を立ち上げる予定であるため、報告させていただいた。

(会長)

・それでは今の説明、また全体の中で意見・質問ありますか。

(委員)

・33・34 ページに介護予防サポーター養成講座や認知症サポーター養成講座というのがあるが、これは、誰が応募されるのか、一般市民の方がほとんどなのかそれとも施設の方なのか。介護予防サポーターに登録されたら、そのあとはどのように、活用されるのか。

(事務局)

・対象は市民の方。介護予防サポーターはサロンやミニデイ等、地域の方が集まる場で介護予防に関する知識や実践する力をお持ちの方に、活躍していただけるような支援ということになる。イメージとして例えばヘルパーに行ってもらおうとかそういった活用ではなく、持っている知識を増やして、多くの方にまた伝えていただいて、みんなで介護予防を進めていきましょうというような取組をしていただくのが、介護予防サポーター。

・認知症サポーターは、国をあげての取組になるが、認知症の知識を持った方を地域にたくさん増やしていくことで、認知症についての理解を広めることと、それから地域で認知症の方やご家族の方が、暮らしやすくなるように、応援する人を増やすとことを目的に、養成講座を実施することになっている。

(会長)

・参考までに、大学でも、授業の中で、認知症サポーター養成講座を社協の方にさせていただいている。一般の方が認知症サポーターになって、そのあと活躍の場がないというのは、結構課題にはなっていて、そういう意味では、宝塚市でも認知症に対して理解を持たれている方が、活躍していただける場を作っていくというのは大事だと思う。

(委員)

・先ほどの保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援金ですが、これは国とか県からいただけるお金のことか。

(事務局)

・国からもらえるお金です。

(委員)

・推進の方が目標で、実際もらえるのが、支援ですか。

(事務局)

・令和4年度を見ると推進交付金が約3,600万円、努力支援交付金が約3,500万円の計7,100万円ぐらいがいただける額ですが、点数がよければもっともらえる金額は増えるので、点数を上げていきたい。

(委員)

・いただけるものは、最大限もらえるように努力してほしいと思う。私は他に温暖化防止活動推進員をやっていて、県から出るお金があり、それを宝塚市の団体は全然もらったことがなかった。それを尼崎の会長に言われて、気が付いた。私もまだ入って5年目で最初、運営何もわからなかったが、今年になって初めてそういうことがいろいろ耳に入ってきたので、いただけるものはいただいて、活動しないといけないと思った。一生懸命やっているのに、余計なこと言うが、頑張っていたきたいと思う。

(会長)

・一生懸命やってはいるが、やっていることをどうアピールするかが重要。他になければ、終了します。

・本日終了。

(以上)